

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

佐久水道企業団より大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者は
5年ごとの更新が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の保持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日(1年)
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日(2年)
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日(3年)
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日(4年)
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日(5年)

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者様宛に、郵便にてご案内を送付します。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

令和5年度対象

●指定更新の要件は**水道法第25条の3(指定の基準)**を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

●更新申請に必要な書類

- ・様式第1及び第2
- ・機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証等)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事業を運営していることを確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
※自社内研修は不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

◇更新申請についてのお問い合わせは
佐久水道企業団 給水課 TEL:0267-62-2980

1. 申請の流れ

5月	対象事業者様にご案内を郵送
6月1日～8月31日	更新手続き受付期間
9月	審査
10月	指定証の交付

指定更新申請書類一覧

申請書類	法人	個人
①指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)	○	○
②誓約書(様式第2)	○	○
③定款(原本証明のこと)	○	
④登記簿謄本	○	
⑤住民票の写し(個人番号は非表示)		○
⑥機械器具調書(定められた4種類を記入)	○	○
⑦給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第3)	○	○
⑧給水装置工事主任技術者免状または主任技術者証の写し	○	○
⑨指定給水装置工事事業者指定更新時確認事項	○	○
⑩旧指定証	○	○

手数料10,000円(非課税)

